

証券会社に届け出ているお客様情報の最新化のお願い

証券会社に口座をお持ちの方は、証券会社にお客様情報が最新となっていることをご確認ください。

お客様情報

- ・ 氏名又は法人名称
- ・ 住所
- ・ マイナンバー又は法人番号
- ・ 配当金等の受取方式

お客様情報が最新のものではない場合には、次のような**影響が生じるおそれ**があります。

- ・ 氏名、法人名称や住所が最新ではないため、株式の発行会社からの郵便物（株主優待や株主総会、配当金等に関する情報など）が届かない。
- ・ 同じ銘柄を複数の口座でお持ちの場合に、保有株式数が合算されず、保有株式数に応じた「株主優待の受領」や「議決権の行使」などの株主の権利を適切に確保できない。
- ・ 配当金等の振込先口座の情報が最新ではないため、配当金等が振り込まれない、又は、誤った振込先口座に振り込まれる。
- ・ 個人のお客様において、配当金等の受取方式として「株式数比例配分方式」以外が選択されている場合には、配当金等についてNISAの税制優遇を受けられない。

お届けになっているお客様情報が最新のものではない証券会社には、最新のお客様情報を届け出てくださいますようお願いいたします。

ここからは、証券保管振替機構のお客様情報の管理方法について説明します。

1．お客様情報の名寄せ

お客様が複数の証券会社に口座を開設している場合に、各証券会社にお届けになったお客様情報を、1人の株主の情報としてまとめて管理することを名寄せとといいます。

同じ銘柄を複数の口座でお持ちの場合に、この名寄せによって保有株式数が合算され、保有株式数に応じた「株主優待の受領」や「議決権の行使」などの株主の権利を適切に確保できます。

名寄せの仕組み

- ・ 名寄せは、証券会社に届け出ていただいた氏名、住所等のお客様情報をもとに、複数のお客様情報が同一人物のものかどうかを証券保管振替機構のシステムで判定することで行われます。
- ・ 証券保管振替機構は、証券会社から最も新しく証券保管振替機構に通知されたお客様情報に基づいて株主情報を作成し、発行会社に通知します。このため、例えば、お客様が配当金等の受取方式を複数の証券会社に届け出ている場合には、各証券会社から証券保管振替機構に通知された配当金等の受取方式のうち、最も新しく通知されたものが株主情報として取り扱われます。

2．名寄せの精度向上に向けた取組み

証券保管振替機構では、証券会社に口座をお持ちの方に株主としての権利を適切に確保いただくため、氏名や住所等に加えて、マイナンバー又は法人番号を利用して名寄せの精度の向上を図るべく取り組んでいます。この取組みに関連して、証券会社から、お客様の情報の確認をお願いする場合がございますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3 . 配当金等の受取方式について

上場株式の配当金等は、次の4つのいずれかの方式で受け取ることができます。

株式数比例配分方式	すべての銘柄について、証券会社等の口座の残高に応じて、証券会社等を通じて配当金等を受け取る方式
登録配当金受領口座方式	すべての銘柄について、あらかじめ指定した1つの金融機関の預金口座で配当金等を受け取る方式
個別銘柄指定方式 (単純取次方式)	銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関の預金口座で配当金等を受け取る方式
配当金領収証方式	ゆうちょ銀行等で配当金領収証と引き換えに配当金等を受け取る方式

お客様の選択している上場株式の配当金等の受取方式がご不明な場合は、お取引先の証券会社にご確認ください。

4 . NISA 口座をご利用の方へ

NISA 口座で上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等の受取方式として「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

NISA 口座では「株式数比例配分方式」を選択されていても、「株式数比例配分方式」以外の受取方式を選択している証券口座と新たに名寄せされた際、証券会社から証券保管振替機構に最も新しく通知された配当金等の受取方式を株主情報として取り扱います。これにより、NISA 口座で保有する配当金等の受取方式が「株式数比例配分方式」以外の受取方式に変更となることがあります。

その場合には、NISA 口座で保有し、それまで非課税となっていた上場株式の配当金等が課税の対象となりますので特にご注意ください。

なお、「株式数比例配分方式」を選択した場合は、名寄せされたすべての証券会社において保有する上場株式の配当金等の受取方式が「株式数比例配分方式」となります。

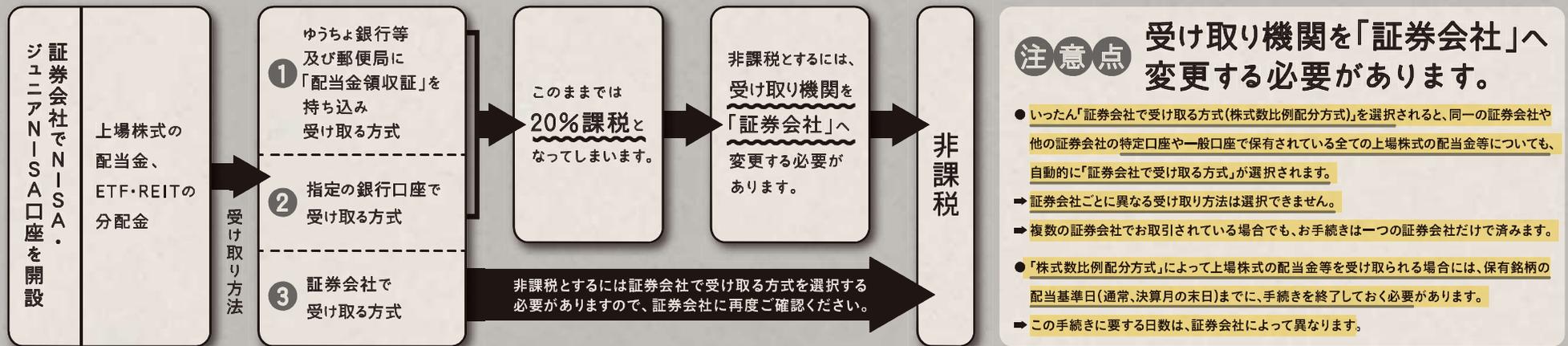
投資信託（ETFを除く）の分配金については、上記の配当金等の受取方式の選択は不要です。
税制の詳細については税務署・税理士等にお問合せください。

○掲載日・掲載紙・段数
3月3日（金）：日本経済新聞 全国版朝刊
3月4日（土）：読売新聞 全国版朝刊
全5段モノクロ

お知らせ NISA・ジュニアNISAの配当金、分配金の受け取り方で課税される場合があります。*

※株式投資信託の分配金は、受け取り機関を問わず非課税です。

証券会社のNISA・ジュニアNISA口座で購入した上場株式の配当金、ETF・REITの分配金の税金とお受け取りについて



注意 受け取り機関を「証券会社」へ変更する必要があります。

- いったん「証券会社で受け取る方式(株式数比例配分方式)」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても、自動的に「証券会社で受け取る方式」が選択されます。
- 証券会社ごとに異なる受け取り方法は選択できません。
- 複数の証券会社でお取引されている場合でも、お手続きは一つの証券会社だけで済みます。
- 「株式数比例配分方式」によって上場株式の配当金等を受け取られる場合には、保有銘柄の配当基準日(通常、決算月の末日)までに、手続きを終了しておく必要があります。
- この手続きに要する日数は、証券会社によって異なります。

お早めにお取引先の証券会社までお問い合わせください。

投資にきっかけ!
NISA
がいろいろ!!



NISAについて詳しくはこちら
NISAがいろいろ 検索



JSDA 日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association